

毎月5·15·25日発行 発行:新宿区 編集:区政情報課 〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 くらし 2・3・8面

▶令和4年度の住民税非課税世帯 に対する臨時特別給付金

▶プレミアム商品 券の購入申し込み を開始します

2・3・4・7面

イベント ▶漱石山房記念館 開館5周年記念 イベント

熱中症は予防が大事

保健·衛生



- 3・6・8面

しんじゅくコール 🐧 3209-9999 土・日曜日、夜間もご案内 受付時間:午前8時~午後10時

3209-9900 をご利用ください。

聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」 へのお問い合わせは、しんじゅくコールのファックス

※本紙に記載の電話番号は市外局番(03)を省略しています。

新型コロナの状況によりイベント等は中止・変更する 場合があります。

今号の主な内容

最新の情報は新宿区ホームページ等でご確認ください。

Шして暮らし続けられるように



号をご派



成年後見制度は、認知症・知的障害・精神障害などにより、判断能 力が十分でない方の権利を守るための、民法に基づく制度です。

家庭裁判所が、申し立てに基づき親族・専門家(弁護士等)・市民 後見人・法人(社会福祉協議会等)などから成年後見人等を決定 し、財産の管理や生活・医療・介護・福祉に関わる契約などをお手 伝いできるようにします。

すでに判断能力が不十分な方のための[法定後見制度]と、将 来の不安に備えて本人があらかじめ後見人を選ぶ「任意後見制 度」があります。区では、区民の皆さんが制度を活用できるよう、 制度に関連する講座や説明会を開催しています。

成年後見制度関連講座について

2面でご案内しています

生活に不安がある方へ

制度について気軽にご相談ください

下記のような困り事がある方は、気軽にご相談ください。



通帳をなくした り、お金の管理が



施設入所や福祉 サービスの契約が 難しい

成年後見人は以下のことをお手伝いします



◎財産の管理

本人の資産や収支状況を把握し、本 人のために必要かつ相当な支出を計 画的に行い、資産を安全に管理します。



◎生活・医療・介護・福祉に関わる契約

本人がその人らしい生活を送るため、 介護サービスの利用や施設への入所契 約などを本人に代わって行います。

制度のご相談は

区成年後見センターへ

☎ (5273) 4522 · **Ⅲ** (5273) 3082

高田馬場1—17—20(区社会福祉協議会内)

月~金曜日午前8時30分~午後5時

※司法書士(月曜日)・弁護士(水曜日)・社会福祉士(金曜日)の専門相談(午後 1時~2時・午後2時30分~3時30分)も実施しています。同センタ 上、ご利用ください。

• 区社会福祉協議会が法人として成年後見人等になり 必要な支援をします

区成年後見センター(区社会福祉協議会内)の担当職員が、必要な支援を 行います。詳しくは、お問い合わせください。区社会福祉協議 会 ホ ー ム ペ ー ジ(右 二 次 元 コ ー ド。 **IP**https://www.

shinjuku-shakyo.jp)でもご案内しています。



成年後見制度の利用に必要な費用を助成しています

制度の利用を開始する際に必要な家庭裁判所への申立費用と、利用開始後の成年後見人等への報酬を助成しています。助成には、財産 や収入等の要件があります。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 地域福祉課福祉計画係(本庁舎2階) ☎(5273)3517・1 (3209)9948





HPで詳しく

▲申立費用助成